

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二

（第一種指定電気通信設備の基準等）
第二十三条の二

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置されるもの（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置されるもの（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前各号に掲げる設備に付随する設備

四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一〇十一 略〕

十二 信号用中継交換機（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装

一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四

〔一〇十一 同上〕

十二 信号用中継交換機（信号の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項

「イ 略」

- ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

「ハ 略」

- 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

- (1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

- (2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答（当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。）を受ける手続

- (3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

- ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間（電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。）

- ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

- 一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第二条第二項第六号の二に規定するエッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

- 二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 略」

二 「略」

「同上」

- 一 「同上」

「イ 同上」

- ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間

「ハ 同上」

「新設」

- 二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続に關して行う場合における次の事項

「イ〜ハ 同上」

二 「同上」

	(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額 〔2〕 略 〔ホット 略〕 ナ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件 〔三〇十 略〕 十の二 特定のバケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下「優先バケット機能」という。）に関する次の事項 イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針（優先バケット機能に係る通信量に関する基準を含む。）であつて、次の要件を満たすもの (1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。 (2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 (3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 ロ 他事業者による優先バケット機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項 (1) 情報の範囲 (2) 情報の提供を求める手続 〔十一・十二 略〕 3 前項第一号イ(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。	
	(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法（自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額 〔2〕 同上 〔ホット 同上〕 〔新設〕 〔三〇十 同上〕 〔新設〕	
	3 前項第一号イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。
- 3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。
- 4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分及び下線部分は改正部分、ゴシック体は諮問対象外の事項）

改正案			現行		
（用語） 第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。			（用語） 第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。		
2 〔略〕			2 〔同上〕		
〔一〇四 略〕			〔一〇四 同上〕		
五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。			五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定収容ルータと相互に対向するものをいう。		
〔六 略〕			〔六 同上〕		
六の二 エッジルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。			〔新設〕		
六の三 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を開門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。			〔新設〕		
〔七〇十三 略〕			〔七〇十三 同上〕		
（機能）			（機能）		
第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。			第四条 〔同上〕		
機能の区分		内容	機能の区分		内容
〔一 略〕		対象設備	〔一 同上〕		対象設備
二 端末系交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（六の二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	二 〔同上〕	〔新設〕	
加入者交換機	第一種指定加入者交換機による	第一種指定加入者交換機（第	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

五 中継系 交換機能	エッジル ータ交換 機能	他の電気通信事業者の電気通 信設備をエッジルータ（別に 告示で定めるものを除く。以 下この項において「特定エッ ジルータ」という。）で接続 する場合における当該特定エ ッジルータにより通信の交換 を行う機能	特定エッジルータ	〔三〇三の三 略〕						換機能
				〔略〕						り通信の交換を行う機能（こ の項の加入者交換機専用トラ ンクポート機能及び加入者交 換機共用トランクポート機能 を除く。）
				〔略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						
〔削る〕				〔三〇三の三 略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						
				〔略〕						

五 上	「同 上」	「新設」	三の四 加入者交換機接 続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）により当該他の電気通 信事業者に係る通信を専ら伝 送する機能（六の項の中継伝 送専用機能を除く。）	第一種指定加入者交換機と他 の電気通信事業者の電気通信 設備との間に設置される中継 系伝送路設備（第一種指定加 入者交換機と他の電気通信事 業者の電気通信設備との間に 設置される伝送装置等を含 む。）	「三〇三の三 同上」					
						「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「四 同上」											

特別収容	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般収容ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、エッジルータ又はメディアゲートウェイとエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及びエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	一般第一種指定収容ルータ
他の電気通信事業者の電気通		一般第一種指定中継ルータにおいて特定のパケットを識別する機能		一般第一種指定中継系ルータ設備等
特別第一種指定ルータ及び当				

一般中継系ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能

		ルータ接 続ルーテ イング伝 送機能	信設備を特別第一種指定収容 ルータで接続する場合におけ る特別第一種指定ルータ及び 伝送路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能	該特別第一種指定ルータに係 る伝送路設備並びにこれと一 体として設置される通信路の 設定の機能を有する電気通信 設備（交換設備を除く。）
	「削る」			
「六の三〇八 略」				
九 SIPサーバ機能		一般第一種指定収容ルータと 連携してインターネットプロ トコルによるパケットの伝送 の制御又は固定端末系伝送路 設備の認証等を行う機能	一般第一種指定収容ルータと 連携するSIPサーバ	
「十〇十四 略」				
〔備考 略〕				
（法第三十三条第五項の機能）				
第五 条	法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」とい う。）は、前条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機 能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項 （エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送 機能を除く。）及び八の項の機能とする。			
（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）				
第七 条	事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された 第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第 一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」とい			

	関門交換機 接続ル ーティ ン グ伝送機 能	他の電気通 信事業者の電気通 信設備を関門交換機で接続す る場合における一般第一種指 定ルータ及び伝送路設備によ り通信の交換及び伝送を行う 機能	一般第一種指定ルータ及び当 該一般第一種指定ルータに係 る伝送路設備、ＩＰ電話を提 供するためにパケット交換網 と固定電話網との間の接続制 御を行うための装置及び符号 等を変換するための装置並び にＳＩＰサーバ
「六の三〇八 同上」			
九 削除			
「十〇十四 同上」			
「備考 同上」			
(法第三十三条第五項の機能)			
五 条	法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項の機能」とい う。）は、前条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優 先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝 送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。		
(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)			
七 条	事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された 第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接 続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び		

う。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 「略」

〔2 略〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

〔削る〕

（利用者料金との比較による接続料の水準の調整）

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（エッジルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

〔2 略〕

〔削る〕

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

利潤を算定しなければならない。

（接続料設定の原則）

第十四条 「同上」

〔2 同上〕

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

〔新設〕

（端末系交換機能等の接続料）

第十五条 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りではない。

〔2 同上〕

3 第四条の表六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能に限る。）の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせで定めることができる。

〔2 略〕

第十八条の二 削除

第十八条の三 削除

（ルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の四 第四条の表六の二の項の機能であつて、次に掲げるものの接続料は、それぞれ次に定める事項を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

一 一般中継系ルータ交換伝送機能 通信量

二 一般収容ルータ優先パケット識別機能 契約数

（SIPサーバ機能に係る接続料）

第十八条の五 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、三の四の項、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、三の四の項及び六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせで定めることができる。

〔2 同上〕

（一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二 第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三 第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

〔15・11 略〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 略〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能を除く。）、四の項、五の項（エッジルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附 則 （平成二八年一二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

〔削る〕

別表第6（第19条関係）

様式第1

〔第1表～第3表 略〕

附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

〔15・11 同上〕

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

〔13・14 同上〕

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

附 則 （平成二八年一二月一六日総務省令第九七号）

（施行期日）

1 | この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 | 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

別表第6（第19条関係）

様式第1

〔第1表～第3表 同左〕

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メデアアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能</u> に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

【割る】

【割る】

注 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

4 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成三十年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

5 事業者は、当分の間、新規則第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、新規則第四条の表に規定する次に掲げる機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

一 同表二の項に規定する端末系ルータ交換機能

第4表

通信量記録			年度分
項目名	数値	単位	
メデアアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルーティン</u> が伝送機能に係るものを除く。）		b p s	
網終端装置		b p s	

注 1 メデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注 3 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティンが伝送機能に係るものを除く。）については、品質クラス別に区分して記録すること。

- 二 同表五の項に規定するエッジルータ交換機能
- 三 同表五の二の項に規定する音声パケット変換機能
- 四 同表六の二の項に規定する一般中継系ルータ交換伝送機能
- 五 同表六の二の項に規定する一般収容ルータ優先パケット識別機能
- 六 同表九の項に規定するSIPサーバ機能

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分、下線部分及び破線部分は改正部分）

改正案

現行

（用語）

第二条 「略」

2 「略」

「一、四 略」

五 「第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能に限る。）、五の項（エッジルータ交換機能に限る。）、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備をいう。

〔六・七 略〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

（用語）

第二条 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

五 「第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

〔六・七 同上〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能</u> に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能</u>

科 目	款（原価部門）	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</u> に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（ <u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</u> に係るものを除く。）

		に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 伝送路 （何） ２ 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 【割る】 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
		網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 伝送路 （何） ２ 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるものうち、加入者交換機接続利用に用いられるものうち、<u>加入者交換機接続利用に用いられるもの</u>のうち、<u>加入者交換機接続利用に用いられるもの</u>） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

		れるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーテイング伝送機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） ルーテイング伝送機能に係るもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備
		れるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーテイング伝送機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） ルーテイング伝送機能に係るもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備

	建設仮勘定 第一種指定設備利用 部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	[略]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[略] [略]
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[略] [略]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[略] [略]

費用
営業費用
収益

[表 略]

[略]

(注)

[削る]

[削る]

	建設仮勘定 第一種指定設備利用 部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）	[同左]
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[同左] [同左]
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[同左] [同左]
2 繰延資産	第一種指定設備管理 部門 第一種指定設備利用 部門	[同左] [同左]

費用
営業費用
収益

[表 同左]

[同左]

(注)

1 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損 益 計 算 書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1

損 益 計 算 書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益 (又は接続営業損失)

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）	
会計単位名 第一種指定設備利用部門	
(単位 円)	
(1) 営業収益	(1) 営業収益
1 役務収入	1 役務収入
2 振替網使用料	2 振替網使用料
(2) 営業費用	(2) 営業費用
1 営業費用	1 営業費用
2 振替網使用料	2 振替網使用料
ア 端末系ルータ交換機能等に係るもの	ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの
イ ア以外のもの	イ ア以外のもの
(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの	(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの
(イ) (ア)以外のもの	(イ) (ア)以外のもの
第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）	第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）
(記載上の注意)	(記載上の注意)
次の事項を注記すること。	次の事項を注記すること。
第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替	第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1) 営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額
様式第2	様式第2
〔表 略〕	〔表 同左〕

固定資産帰属明細表

(単位 円)

		第一種指定設備管理部門計										略	
		一般第一種指定設備		特別第一種指定設備		うちルーター・インテグ伝送機能に係るもの						略	
		略		略		うちルーター・インテグ伝送機能に係るもの						略	
		略		略		略						略	
機械設備		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	
		略		略		略						略	

固定資産帰属明細表

(単位 円)

		第一種指定設備管理部門計										同左	
		一般第一種指定設備		特別第一種指定設備		うちルーター・インテグ伝送機能に係るもの						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
機械設備		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	
		同左		同左		同左						同左	

[illegible][illegible]

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	
第一種指定設備計	

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									
第一種指定設備計									

	通 信 衛 星 設 備	[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
端 末 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
線 路 設 備	市 内 線 路 設 備	[略]															
		[略]															
	市 外 線 路 設 備	[略]															
		[略]															
土 木 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
海 底 線 設 備		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
建 物		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
構 築 物		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
機 械 及 び 装 置		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															
車 両 及 び 船 舶		[略]															
		[略]															
		[略]															
		[略]															

	通 信 衛 星 設 備	[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
端 末 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
線 路 設 備	市 内 線 路 設 備	[同左]															
		[同左]															
	市 外 線 路 設 備	[同左]															
		[同左]															
土 木 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
海 底 線 設 備		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
建 物		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
構 築 物		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
機 械 及 び 装 置		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
車 両 及 び 船 舶		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															
		[同左]															

	[略]																		
	[略]																		
工具、器具及び備品	[略]																		
	[略]																		
休 止 設 備	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
土 地	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
建 設 仮 勘 定	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
無 形 固 定 資 産	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[略]																		
	[略]																		
	[略]																		

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

〔削る〕

〔削る〕

2 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

	[同左]																		
	[同左]																		
工具、器具及び備品	[同左]																		
	[同左]																		
休 止 設 備	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
土 地	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
建 設 仮 勘 定	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
無 形 固 定 資 産	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]																		
	[同左]																		
	[同左]																		

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

2 メデアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

3 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

設備区分費用明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計									
	一般第一種指定設備					特別第一種指定設備				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
第一種指定設備管理部門計	うちルーター系伝送機能に係るもの					端末系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）				
	端末系交換設備（主として音声伝送業務の提供に用いられるもの）					公共電話設備				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
	[略]					[略]				
第二種指定設備管理部門計	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
第三種指定設備管理部門計	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				

(単位 %)

設備区分費用明細表

(単位 円)

	第一種指定設備管理部門計									
	一般第一種指定設備					特別第一種指定設備				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
第一種指定設備管理部門計	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの					端末系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）				
	端末系交換設備（主として音声伝送業務の提供に用いられるもの）					公共電話設備				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
	[同左]					[同左]				
第二種指定設備管理部門計	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
第三種指定設備管理部門計	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				
	うち貸倒損失					うち貸倒損失				

(単位 %)

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)									
一般第一種指定設備計	【同左】								営業費
	網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）								
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものを除く。）								
	メダイアゲートウェイ								
	【同左】								
	一般第一種指定中継ルータ								
	一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータインク伝送機能に係るものに限る。）								

[illegible][illegible]

(單位 %)

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

[削る]

[削る]

2 ゲートウェアスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

附
則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

[illegible]

		(単位 %)							
直		課							
活	動	基	準	帰					
配		属							
		賦							

(單位%)

(注)

1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

メデイアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう

3. データウェアハウスとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

4 ゲートウェアスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

○平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部改正案 新旧対照表

改正案		現行
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。 次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 「一 略」 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備（デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。） 「削る」 「削る」 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。） 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。） 五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備 六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備 「削る」 「削る」 「削る」		「同上」 「同上」 「一 同上」 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。） イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること 三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 五 SIPサーバ 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース 七 公衆電話機及びこれに付随する設備 八 電気通信番号の案内に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。） 九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）